

○ 環境との調和に配慮した農業農村整備事業等基本要綱（平成14年 2 月14日付け13農振第2512号農林水産事務次官依命通知）

一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改 正 後					改 正 前				
別 表 環境との調和に配慮した農業農村整備事業等基本要綱の対象とする事業					別 表 環境との調和に配慮した農業農村整備事業等基本要綱の対象とする事業				
名 称	事業要綱等	年月日	番 号	通知者	名 称	事業要綱等	年月日	番 号	通知者
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
国営総合かんがい排水事業	総合土地改良事業実施要綱	昭和38年 10月23日	38農地B 第3742号	農林事務 次官	国営総合かんがい排水事業	総合土地改良事業実施要綱	昭和38年 10月23日	38農地B 第3742号	農林事務 次官
<u>土地改良施設事故防止事業（直轄）</u>	<u>土地改良施設突発事故復旧・防止事業（直轄）実施要綱</u>	<u>平成30年 3月30日</u>	<u>29農振第 2306号</u>	<u>農林水産 事務次官</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
<u>土地改良施設事故防止事業（補助）</u>	<u>土地改良施設突発事故復旧・防止事業（補助）実施要綱</u>	<u>平成30年 3月30日</u>	<u>29農振第 2308号</u>	<u>農林水産 事務次官</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
水利施設管理強化事業実施要綱第2の1 <u>及び2</u> に掲げる事業	(略)	(略)	(略)	(略)	水利施設管理強化事業実施要綱第2の1に掲げる事業	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この改正は、令和7年4月1日から施行する。

環境との調和に配慮した農業農村整備事業等基本要綱

平成 14 年 2 月 14 日付 13 農振第 2512 号

最終改正 令和 7 年 4 月 1 日付 6 農振第 2894 号

各 地 方 農 政 局 長
国土交通省北海道開発局長
内閣府沖縄総合事務局長
北 海 道 知 事
独立行政法人水資源機構理事長

} 殿

農林水産事務次官

第 1 環境との調和に配慮した事業の推進

わが国の農村においては、水田等の農地のほか、二次林である雑木林、用水路、ため池、畦や土手・堤といった、多様な環境が有機的に連携し、多くの生物相が育まれ多様な生態系が形成されるとともに、良好な景観が形成されてきた。わが国の農村の環境は、このような適切な維持管理の上に成り立った二次的自然を基調とするものであり、その保全や回復を図ることが、国全体として良好な環境を維持・形成する上でも重要である。

農業生産基盤の整備や農村生活環境の整備、農地の保全等を行う事業であって第 5 に定める事業（以下「農業農村整備事業等」という。）の実施に際しても、農業生産性の向上等の目的を達成しつつ、地域全体を視野において、可能な限り農村の二次的自然や景観等への負荷や影響を回避・低減するとともに、良好な環境を形成・維持し、持続可能な社会の形成に資するよう、さらに環境との調和に配慮してゆく必要がある。

このため、今後の農業農村整備事業等については、地域の合意のもと市町村が作成する農村地域の環境保全に関する基本計画である田園環境整備マスタープランを踏まえて実施するものとし、食料の安定供給等とあわせ、自然と共生する田園環境の創造に貢献する事業内容に転換することとする。

第 2 田園環境整備マスタープランに基づく事業の実施

国の直轄又は補助による農業農村整備事業等は、田園環境整備マスタープランが定められている地域において、田園環境整備マスタープランの内容を踏まえて実施するものとする。

また、国は、補助事業の実施に当たって、申請された事業計画が以下に該当する場合には、当該事業を採択しないものとする。

- 1 当該事業計画が関係する田園環境整備マスタープランにおいて保全すべきとされている生態系について、有効な対策が講じられていない場合
- 2 当該事業計画が関係する田園環境整備マスタープランにおいて配慮すべきとされている事項について、有効な対策が講じられていない場合
- 3 その他当該事業計画が関係する田園環境整備マスタープランと整合が図られていないと認められる場合

第3 田園環境整備マスタープランが見直された場合の措置

田園環境整備マスタープランが見直された場合において、事業主体は、事業計画の変更を行うときは、原則として、計画変更後に工事に着手する部分について当該田園環境整備マスタープランとの整合を踏まえた事業計画を作成するものとする。

第4 継続中地区の取扱い

現に施行中の地区についても、事業主体は、田園環境整備マスタープランを踏まえた事業実施に留意するとともに、第3の場合と同様に取り扱うものとする。

第5 対象事業

本要綱の対象とする事業は別表に定める。

第6 委任

田園環境整備マスタープランに定められるべき事項等については、農林水産省農村振興局長及び同省農産局長が別に定めるところによる。

附 則

- 1 ほ場整備事業実施要綱(昭和41年7月26日付け41農地D第1241号農林事務次官依命通知)に基づき採択された都道府県営ほ場整備事業については、第5の規定にかかわらず、本要綱の対象事業とする。
- 2 土地改良総合整備事業実施要綱(昭和52年4月16日付け52構改D第217号農林事務次官依命通知)に基づき採択された都道府県営土地改良総合整備事業については、第5の規定にかかわらず、本要綱の対象事業とする。
- 3 水田農業経営確立排水対策特別事業実施要綱(平成12年10月10日付け12構改D第227号農林水産事務次官依命通知)に基づき採択された都道府県営水田農業経営確立排水対策特別事業については、第5の規定にかかわらず、本要綱の対象事業とする。
- 4 担い手育成草地整備改良事業実施要綱(平成8年5月10日付8畜B第229号農林水産事務次官依命通知)及び畜産基盤再編総合整備事業実施要綱(平成7年4月1日付7畜B第323号農林水産事務次官依命通知)に基づき採択された都道府県営担い手育成草地整備改良事業及び畜産基盤再編総合整備事業については、第5の規定にかかわらず、本要綱の対象事業とする。
- 5 次に掲げる要綱に基づき採択された事業については、第5の規定にかかわらず、本要綱の対象事業とする。
 - (1) 基盤整備促進事業実施要綱(平成10年5月20日付け10構改D第85号農林水産事務次官依命通知)
 - (2) 里地棚田保全整備事業実施要綱(平成15年4月1日付け14農振第2424号農林水産事務次官依命通知)
 - (3) 田園自然環境保全整備事業実施要綱(平成16年3月30日付け15農振第2629号農林水産事務次官依命通知)
 - (4) 地域環境保全型農業推進総合整備事業実施要綱(平成16年3月30日付け15農振第2759号農林水産事務次官依命通知)

- 6 農地保全に係る津波危機管理対策緊急事業実施要綱(平成17年3月25日付け16農振2158号農林水産事務次官依命通知)に基づき採択された農地保全に係る津波危機管理対策緊急事業については、第5の規定にかかわらず、本要綱の対象事業とする。
- 7 農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業実施要綱(昭和41年4月23日付け41農地D第772号農林事務次官依命通知)に基づき平成20年3月31日までに採択された団体営事業については、第5の規定に関わらず、本要綱の対象事業とする。
- 8 次に掲げる要綱に基づき採択された事業については、第5の規定にかかわらず、本要綱の対象事業とする。
 - (1) 農道整備事業実施要綱(昭和52年4月16日付け52構改D第239号農林水産事務次官依命通知)
 - (2) 農村振興総合整備事業実施要綱(平成13年3月30日付け12農振第1963号農林水産事務次官依命通知)
 - (3) 村づくり交付金実施要綱(平成16年3月30日付け15農振第2551号農林水産事務次官依命通知)

附 則

- 1 この通知は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 以下に掲げる事業については、環境との調和に配慮した農業農村整備事業等基本要綱(平成14年2月14日付け13農振第2512号農林水産事務次官依命通知)第5の規定にかかわらず、同要綱の対象事業とする。
 - (1) 国営農業用水再編対策事業実施要綱(平成4年7月7日付け4構改D第343号農林水産事務次官依命通知)に基づき採択された国営農業用水再編対策事業
 - (2) 国営環境保全型かんがい排水事業実施要綱(平成9年11月25日付け9構改D第221号農林水産事務次官依命通知)に基づき採択された国営環境保全型かんがい排水事業
 - (3) 国営耐震対策一体型かんがい排水事業実施要綱(平成26年3月28日付け25農振第2099号農林水産事務次官依命通知)に基づき採択された国営耐震対策一体型かんがい排水事業
 - (4) 国営水利システム再編事業(農地集積促進型)実施要綱(平成27年4月9日付け26農振第2032号農林水産事務次官依命通知)に基づき採択された国営水利システム再編事業(農地集積促進型)
 - (5) 国営地域防災対策一体型かんがい排水事業実施要綱(平成27年4月9日付け26農振第2024号農林水産事務次官依命通知)に基づき採択された国営地域防災対策一体型かんがい排水事業
 - (6) 国営農業用水再編対策事業(地域用水機能増進型)実施要綱(平成10年4月8日付け10構改D第217号農林水産事務次官依命通知)に基づき採択された国営農業用水再編対策事業(地域用水機能増進型)
 - (7) 国営流域水質保全機能増進事業実施要綱(平成12年3月24日付け12構改D第263号農林水産事務次官依命通知)に基づき採択された国営流域水質保全機能増進事業
 - (8) 農業水利施設保全合理化事業実施要綱(平成25年2月26日付け24農振第1931号農林水産事務次官依命通知)に基づき採択された農業水利施設保全合理化事業
 - (9) 水利施設整備事業(農地集積促進型)実施要綱(平成27年4月9日付け26農振第2053号農林水産事務次官依命通知)に基づき採択された水利施設整備事業(農地集積促進型)

- (10) 高収益作物導入促進基盤整備事業実施要綱(平成29年3月31日付け28農振第2158号農林水産事務次官依命通知)に基づき採択された高収益作物導入促進基盤整備事業
- (11) 国営施設機能保全事業実施要綱(平成23年4月1日付け22農振第2220号農林水産事務次官依命通知)に基づき採択された国営施設機能保全事業
- (12) 国営施設応急対策事業実施要綱(平成24年4月6日付け23農振第2685号農林水産事務次官依命通知)に基づき採択された国営施設応急対策事業
- (13) 農業競争力強化基盤整備事業実施要綱(平成25年2月26日付け24農振第2091号農林水産事務次官依命通知)に基づき採択された農業競争力強化基盤整備事業

附 則

この通知は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この通知は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この通知は、令和7年4月1日から施行する。

別 表

環境との調和に配慮した農業農村整備事業等基本要綱の対象とする事業

名 称	事 業 要 綱 等	年 月 日	番 号	通 知 者
国営かんがい排水事業	国営かんがい排水事業 実施要綱	平成元年7月7日	元構改D第532号	農林水産事務次官
国営総合かんがい排水 事業	総合土地改良事業実施 要綱	昭和38年10月23日	38農地B第3742号	農林事務次官
土地改良施設事故防止 事業（直轄）	土地改良施設突発事故 復旧・防止事業（直轄） 実施要綱	平成30年3月30日	29農振第2306号	農林水産事務次官
土地改良施設事故防止 事業（補助）	土地改良施設突発事故 復旧・防止事業（補助） 実施要綱	平成30年3月30日	29農振第2308号	農林水産事務次官
水利施設等保全高度化 事業のうち土地改良法 に基づく事業	水利施設等保全高度化 事業実施要綱	平成30年3月30日	29農振第2702号	農林水産事務次官
農業水路等長寿命化・ 防災減災事業のうち土 地改良法に基づく事業	農業水路等長寿命化・ 防災減災事業実施要綱	平成30年3月30日	29農振第2711号	農林水産事務次官
農業競争力強化農地整 備事業のうち農業競争 力強化農地整備事業実 施要綱第2の1及び3 に掲げる事業並びに第 2の5に掲げる事業の うち土地改良法に基づ く事業	農業競争力強化農地整 備事業実施要綱	平成30年3月30日	29農振第2604号	農林水産事務次官
農地中間管理機構関連 農地整備事業	農地中間管理機構関連 農地整備事業実施要綱	平成30年3月30日	29農振第2689号	農林水産事務次官
農地耕作条件改善事業 のうち土地改良法に基 づく事業	農地耕作条件改善事業 実施要綱	平成27年4月9日	26農振第2069号	農林水産事務次官
畑作等促進整備事業の うち土地改良法に基づ く事業	畑作等促進整備事業交 付金交付等要綱	令和5年4月1日	4農振第3102号	農林水産事務次官
国営農地再編整備事業	国営農地再編整備事業 実施要綱	平成7年4月1日	7構改D第157号	農林水産事務次官
国営緊急農地再編整備 事業	国営緊急農地再編整備 事業実施要綱	平成20年4月1日	19農振第2056号	農林水産事務次官

中山間地域農業農村総合整備事業のうち土地改良法に基づく事業	中山間地域農業農村総合整備事業実施要綱	令和 2 年 3 月 31 日	元農振第 2707 号	農林水産事務次官
農村整備事業	農村整備事業実施要綱	令和 3 年 4 月 1 日	2 農振第 2736 号	農林水産事務次官
国営総合農地防災事業	国営総合農地防災事業実施要綱	平成 元 年 7 月 7 日	元構改D第 486 号	農林水産事務次官
農村地域防災減災事業のうち農村地域防災減災事業実施要領第 3 の 2 の (1) から (9) まで、(12) 及び (14) から (16) まで並びに同実施要領第 3 の 3 の (1) に掲げる事業	農村地域防災減災事業実施要綱	平成 25 年 2 月 26 日	24 農振第 2114 号	農林水産事務次官
直轄管理事業	土地改良法	昭和 24 年 6 月 6 日	法律第 195 号	
基幹水利施設管理事業	土地改良関係施設補助金交付要綱	昭和 31 年 7 月 28 日	31 農地第 3543 号	農林事務次官
	基幹水利施設管理事業実施要綱	平成 8 年 7 月 31 日	8 構改A第 595 号	農林水産事務次官
水利施設管理強化事業実施要綱第 2 の 1 及び 2 に掲げる事業	水利施設管理強化事業実施要綱	令和 3 年 3 月 29 日	2 農振第 3534 号	農林水産事務次官
独立行政法人水資源機構かんがい排水事業	独立行政法人水資源機構かんがい排水事業実施要領	平成 15 年 10 月 1 日	15 農振第 1413 号	農村振興局長
独立行政法人水資源機構かんがい排水事業造成施設管理	独立行政法人水資源機構施設管理費補助金交付要綱	平成 15 年 10 月 1 日	15 農振第 1411 号	農林水産事務次官
直轄海岸保全施設整備事業	海岸法	昭和 31 年 5 月 12 日	法律第 101 号	
海岸保全施設整備連携事業	農地保全に係る海岸保全施設整備連携事業実施要綱	平成 31 年 3 月 29 日	30 農振第 3448 号	農林水産事務次官
津波対策緊急事業	農地保全に係る津波対策緊急事業実施要綱	令和 3 年 3 月 30 日	2 農振第 2707 号	農林水産事務次官
海岸メンテナンス事業	農地保全に係る海岸メンテナンス事業実施要綱	令和 4 年 4 月 1 日	3 農振第 2823 号	農林水産事務次官

農山漁村地域整備交付金のうち農山漁村地域整備交付金実施要綱第2の1の(2)の①のアに掲げる事業及び同実施要綱第2の1の(2)の①のエに掲げる事業のうち農地保全に係るもの	農山漁村地域整備交付金実施要綱	平成 22 年 4 月 1 日	21 農振第 2453 号	農林水産事務次官
沖縄振興公共投資交付金のうち沖縄振興公共投資交付金制度要綱別紙2の1に掲げる事業及び同制度要綱別紙2の4に掲げる事業のうち農地保全に係るもの	沖縄振興公共投資交付金制度要綱	平成 24 年 4 月 6 日	府 地 戦 第 45 号 警察庁甲官発第 135 号 総 官 企 第 138 号 24 文 科 施 第 2 号 厚生労働省発会 0406 第 5 号 23 農 振 第 2591 号 平成 23・03・23 財地第 2 号 国 官 会 第 3156 号 環境会発第 120406011 号	内閣府事務次官 警察庁長官 総務事務次官 文部科学事務次官 厚生労働事務次官 農林水産事務次官 経済産業事務次官 国土交通事務次官 環境事務次官
福島再生加速化交付金のうち福島再生加速化交付金(帰還・移住等環境整備)交付要綱(農林水産省)別添1第2の(1)から(5)及び(8)から(11)に掲げる事業	福島再生加速化交付金(帰還・移住等環境整備)交付要綱(農林水産省)	平成 26 年 2 月 28 日	25 食第 200 号	農林水産事務次官
	福島再生加速化交付金(帰還・移住等環境整備)基金交付要綱(農林水産省)	平成 27 年 4 月 15 日	27 食第 10 号	農林水産事務次官